

# 第25編 施設機械設備及び電気通信設備編

## 第1章 施設機械設備及び電気通信設備

### 第1節 適用

#### 1. 適用工種

本章は、農業農村整備事業の施設機械設備及び電気通信設備工事における、機器及び材料、共通施工、揚（用）排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、水管橋上部工、電気通信設備、その他これらに類する工種について適用する。

なお、鋼橋上部工は第10編第4章鋼橋上部の規定による。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**及び各節毎に示される基準類による。

また、この諸基準は、最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

### 第3節 一般事項

受注者は、本体工事着手前に**設計図書**に基づき、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図を作成し、監督職員に**提出し承諾**を得なければならない。

実施仕様書とは、**設計図書**に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいい、計算書とは、**設計図書**に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量（必要時）の計算書をいう。

また、詳細図とは、**設計図書**及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。

#### 25-1-3-1 提出図書

受注者は、次の図書を監督職員に**提出**しなければならない。

##### (1) 工事着手前に**提出**するもの

①施工計画書

##### (2) 本体工事着手前に**提出し、承諾**を得るもの。

①実施仕様書

②計算書

③詳細図

④その他特記仕様書に記載されたもの

##### (3) 工事完成時に**提出**するもの。

①完成図書

②施工図

③工事写真

④その他特記仕様書に記載されたもの

#### 25-1-3-2 施工計画書

## 1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

受注者は**施工計画書**を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 施工要領
  - ①製作要領  
目的物を工場において製作する順序や製作方法等。
  - ②溶接要領  
溶接方法、溶接材料の規格、溶接環境等。
  - ③塗装要領  
素地調整の程度と方法、塗装の方法、塗料の規格等。
  - ④輸送要領  
輸送ルート、荷造方法、道路交通規制等。
  - ⑤主要資材  
製作に伴う主要な材料及び機械単体品と、据付に伴う主要な材料の規格、納入業者。
  - ⑥据付要領（主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む）
    - 1) 据付方法、据付順序等を準備から跡片付まで据付順序に従って記載する。
    - 2) 主要機械の使用計画（機種、規格、台数、使用工程等）を記載する。
    - 3) 工事施工に必要な仮設備（指定仮設、任意仮設）について記載する。（工事用地、主要仮設材料等）
  - ⑦確認・検査要領
- (7) 施工管理計画（出来高、品質、写真等）
- (8) 段階確認
- (9) 安全管理（工場、現場）
- (10) 安全訓練の活動計画（工場、現場）
- (11) 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む）
- (12) 交通管理
- (13) 環境対策
- (14) 現場作業環境の整備
- (15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (16) 現場環境の改善の実施内容
- (17) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (18) その他

## 2. 変更施工計画書

受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微

な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

### 3. 詳細施工計画書

受注者は、**施工計画書**を提出した際、監督職員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を作成し、**提出**しなければならない。

## 25-1-3-3 承諾図書

承諾図書とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。

承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着手後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。

### 1. 承諾図書の提出

受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

ただし、承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については発注者と協議するものとする。

### 2. 受注者の責務

承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着手をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

### 3. 提出する承諾図書

受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。

なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。

#### (1) 実施仕様書

実施仕様書は、特記仕様書に基づき実施仕様を明確に示すものとし、下記事項について記載する。

- ①契約概要
- ②設計条件
- ③実施仕様
  - 1) 詳細仕様
  - 2) 使用材料
  - 3) 構造説明
- ④塗装及びメッキ仕様
- ⑤操作制御方法
- ⑥購入品リスト
- ⑦設計説明事項書

1) 設計の基本方針について説明を行う。

2) 設計審査等で比較検討したもの、さらに工事実施上で技術的に検討したもの（維持管理に関連するものを含む）について記載する。

実施仕様書は、監督職員と打合せの結果、変更となった部分についてはその都度差替え提出するものとする。

実施仕様書は、全設備完成した時点で確定仕様書となるものであるから、工期途中で差替えがあった場合は、最終版として整理し、提出するものとする。

実施仕様書は、製作図を作成する前に基本的な設計内容をチェックし、極力図

面等の手直しのないようにする。

また、完成した後で設備の仕様を明確にして、各部の機能や構造を、維持管理者等が十分把握できるよう加除修正して作成するものとする。

(2) 計算書

- ①基本計算書
- ②構造計算書
- ③動力計算書
- ④数量計算書（材料重量、数量表等）
- ⑤その他検討、参考資料

(3) 詳細図

詳細図面は次のうち該当するものを提出する。

- ①全体組立図
- ②部分組立図
- ③製作図（部品図を含む）
- ④油圧回路図
- ⑤土木図（荷重図、箱抜図）
- ⑥配管図
- ⑦電気関係図
  - 1)単線または3線結線図
  - 2)シーケンスフロー図
  - 3)制御回路図
  - 4)盤外形図及び表示、操作部図
- ⑧その他
  - 1)購入品図
  - 2)仮設材（ステージング等）

#### 25-1-3-4 完成図書及び施工図

本章 25-1-3-1 (3) に定める完成図書及び施工図の内容及び作成については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書 施設機械工事完成図書等作成要領による。

なお、設備の改造、機器更新等が施工された場合で既存の完成図書の内容と相異が生じる部分については、内容の追加及び修正を受注者において実施するものとする。

#### 25-1-3-5 施工管理

##### 1. 記録及び関係書類

受注者は、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

#### 25-1-3-6 発注者による完成図書等の使用

##### 1. 発注者による使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物に当たる場合、その著作者は著作権及び著作権人格権を有している。この点、完成図書に関する著作権人格権を移転する

ことはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。  
また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承されるも同様な扱いとする。

## 2. 第三者への開示

発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。  
ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- (1) 改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。
- (2) 運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。

### 25-1-3-7 管理記録の整理

受注者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、**提出**しなければならない。

なお、設備管理記録の様式については別途監督職員と**協議**するものとする。

## 第4節 機器及び材料

工事に使用する機器及び材料については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第5節 共通施工

共通施工における、工作、溶接、ボルト接合、リベット接合、塗装、防食、輸送、据付、配管、電気配線及び付帯土木工事については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第6節 揚（用）排水ポンプ設備

揚（用）排水機場に設置される主ポンプ設備とその関連設備並びに付属設備については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第7節 水門設備

ダム用水門設備及び河川・水路用水門設備については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第8節 除塵設備

除塵設備とその付帯設備（搬送・貯留設備）については、農林水産省農村振興局整備部設計課施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第9節 水管橋上部工

水管橋本体と水管橋付属物については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。

## 第10節 電気通信設備

ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等に設置される施設機械設備に付帯する電

気設備及び通信設備については、農林水産省農村振興局整備部設計課 施設機械工事等共通仕様書の規定による。